

## 伊丹市障がい者就労チャレンジ事業実施要綱（平成21年7月制定）

### （目的）

第1条 この要綱は、障がい者の就労支援の一環として、本市の業務に関し、障がい者に就労の場を提供し、又は福祉施設等に業務委託することにより、障がい者の就労意欲及び能力の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「福祉施設等」とは、市内に所在する施設で、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所
- (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所、法第5条第27項に規定する地域活動支援センターで、伊丹市地域活動支援センター事業補助金の交付を受けているもの（事業の種類）

第3条 この要綱による事業は、次のいずれかの方法で行うこととする。

- (1) 障がい者を市の会計年度任用職員として雇用し、市役所等において市の業務を行う方法
- (2) 市の業務を福祉施設等に委託し、福祉施設等で障がい者が業務を行う方法

### （雇用の対象者）

第4条 第3条第1号の規定による事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ、身体障害、知的障害、精神障害又は難病等による障害を有する者であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 基本的生活習慣をはじめとした身の自立が確定し、将来、企業等への就労を目指す意欲を有していること。
- (2) 自力（家族等による送迎を含む。）で市役所等への通勤が可能であること。

### （選考）

第5条 第3条第1号の規定により会計年度任用職員として雇用される者（以下「会計年度任用職員」という。）の選考は、履歴書その他必要な書類による審査及び面接によるものとする。

### （任用）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、任用の可否について審査し、任用を適当と認めた場合は、任用決定通知書により、任用決定者へ通知するものとする。

### （会計年度任用職員の勤務時間）

第7条 会計年度任用職員の勤務時間は1日6時間以内とし、午前9時から午後5時30分までの間で、障害福祉課長の意見を聞いて市長が定める。ただし、1日の勤務時間が4時間を超える場合は、勤務時間の途中で1時間の休憩時間を置くこととする。

### （会計年度任用職員の業務の内容）

第8条 会計年度任用職員の業務の内容は、障がい者が行うことが可能なものとし、障害福祉課長と業務を所管する課の長とが協議して定める。

### （委託業務の内容）

第9条 第3条第2号の規定により福祉施設等に委託する業務（以下「委託業務」という。）の内容は、福祉施設等において障がい者が行うことが適当であるものとし、障害福祉課長と当該委託業務を所管する課の長とが協議して定める。

### （委託料）

第10条 福祉施設等への委託料の額は、委託業務の内容に応じて、市長がその都度定める。

### （委託契約の締結等）

第11条 福祉施設等への委託に係る委託契約の締結については、障害福祉課長がその手続きを

行い、委託業務に係る物品等の福祉施設等との受け渡しは、障害福祉課長を通じて行うものとする。

(委託業務の完了)

第12条 障害福祉課長は、委託業務が終了したときは、委託契約の目的物を検査しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。